

平成 25 年 5 月 21 日

自 由 民 主 党

新提言「世界一の安全を取り戻すために」の構成

序 はじめに～本提言の位置づけ

○ 経緯

- ・ わが党は、平成 15 年、16 年、20 年と矢継ぎ早に治安強化を提言
- ・ その結果、刑法犯認知件数が半減するなど統計的には安定的に推移
- ・ しかし、世論調査では、国民の不安感が解消されたとは言い難い現状

○ 問題の所在

- ・ 民間の安全形成システムが劣化しつつある。
- ・ サイバー、組織犯罪、テロ等への法制面・体制面の対応が遅れている。
- ・ 国民に頼りがいのある治安インフラとなっているか検証の必要がある。

第一 持続可能な民間の安全形成システムの強化

○ 問題点

- ・ 防犯ボランティアの総数の伸び悩み、少年警察ボランティア数の減少、保護司の定員割れの常態化と定員充足率の低下
- ・ 防犯・少年警察ボランティア、保護司のいずれも高齢化
- ・ 地域コミュニティの脆弱化

○ 対策

- ・ 負担を感じず、多くの方が参加できるボランティア・保護司の活動形態の確立と、必要に応じた保護司の定数増の検討
- ・ ボランティア・保護司の活動への支援強化と負担軽減
- ・ 街灯・防犯カメラにかかる地域コミュニティへの支援拡充
- ・ 協力事業者等への支援拡充

など

第二 サイバー犯罪等新たな対応を必要とする犯罪対策の強化

○ サイバー犯罪、一般市民を巻き込んだ抗争事件、テロの脅威などの深刻化

○ これらの犯罪の特徴

- ・ 市民の誰もが被害者となり得、国民の不安感が高い。
- ・ 証拠や情報の収集が困難で、捜査手法の選択肢を拡大したり、政府と民間が

一体となったデータベース等を構築する必要がある。

○ 新たな法制を検討するに当たっての視点

- ・ 一定の行為を犯罪の類型に加える。（児童ポルノ、メールによるストーカー）
- ・ 一定の証拠保全行為を義務づける。（ログの保存）
- ・ 捜査手法の選択肢を拡大する。（通信傍受）

のほか、

- ・ 犯罪への対処や在外邦人保護等のため、民間の方々と機密情報を共有できるようにするため、「個別的機密保護法制」を検討する。

1 サイバー犯罪・サイバー攻撃への対策の強化

○ 日本版NCFTA（総合的サイバー犯罪対策のための産学官連合）の創設

- ・ 政府と民間の情報共有体制、民間知見を導入した捜査・解析力強化等
- ・ 新組織創設のための法制（機密保護）、予算面の整備

○ サイバー犯罪の横行を防止し、違法・有害情報を排除するための法的検討

- ・ 通信履歴（ログ）保存の義務化等による犯罪の追跡可能性の確保
- ・ 児童ポルノ単純所持、メールによるストーカー行為等の規制

○ サイト管理者の責任の明確化等政府と民間の情報共有体制の確立

2 市民生活を脅かす組織犯罪への対策強化

○ 暴力団の組織防衛に対抗した法制面の検討（捜査手法の選択肢の拡大）

○ 防犯カメラ設置促進等市民と協働の暴力団対策の推進

○ 準暴力団の実態解明等の強化

○ 脱法ドラッグ等薬物問題への対処の強化

3 テロの脅威に対する対策の強化

○ 情報収集・分析体制を抜本的に強化するとともに、海外進出企業や在外邦人の保護のため、機密にわたる情報についても情報共有体制を整備し、これを可能にするための必要な法的検討を行う（機密保護等）。

○ テロ封じ込めのため、法的措置も含めた諸対策を強化する。

○ 原子力関連施設の安全の確保を図る。

4 その他

○ 外国人犯罪

○ 振り込め詐欺等特殊詐欺

第三 頼りがいのある治安インフラの確立

- 次のような事件が相次いでおり、「頼りがいのある治安インフラ」確立が必要
 - ・ 警察への事前の相談があったにもかかわらず痛ましい事件に発展してしまったケース
 - ・ 刑務所等の出所者が再び犯罪を犯すケース
 - ・ 警察始め治安機関職員による不祥事
- ストーカー・DV・性犯罪・児童虐待・いじめ等へのきめ細かで迅速な対応
 - 関係機関連携、広域対処体制の確立、スキルアップ等
- 犯罪被害者への支援強化
 - 新たな刑事司法制度の検討に反映、ストーカー被害には医療の観点も活用等
- きめ細かな再犯防止対策の推進
 - ・ 個々の受刑者・在院者の特性に応じた指導・支援の強化
 - ・ 刑務所について、特産品づくりを通じた受刑者の矯正や出所者の再雇用など、特色ある事業展開と独立性の高い事業の実施を可能とすることができるよう、公務としての規律を維持しつつ、独立行政法人化なども含めた組織形態のあり方の検討を行う。
 - この場合において、必要な社会実験の実施を検討する。
 - ・ その他の再犯防止対策についても引き続き検討
- 市民のニーズに応じた治安の人的・物的基盤の強化
 - ・ 部内的改革努力を徹底した上、真に必要と認められる場合には、治安関係職員を増員する。
 - ・ 環境の変化に対応し、客観的な証拠収集方法を整備強化する。